

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N543
2016・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

神奈川支部特集

- 3.18講演会「戦争法制は日本に何をもたらすのか」&キャンドルアピール…………… 岩井知大
対談 頑張った私たちが美しい…………… 池田和代・川口彩子
—資生堂・アンフィニ解雇・雇止め事件 勝利和解
最低賃金裁判—訴え却下の不当判決・最低賃金の改正決定について処分性を否定…………… 田淵大輔
3.10追悼の夕べ、シンポジウムのご報告…………… 馬奈木幹
「原発ゼロへのカウントダウン in かわさきに」について…………… 岩坂康佑
市民勝手連ミナカナについて…………… 太田伊早子
大津地裁高浜原発差止め仮処分決定について…………… 崔 信義
—福島後の裁判所の判断の一つのモデルとして
間接損害事例で勝利的和解成立—宮城原発被害弁護団の取り組み…………… 菊地 修
辺野古代執行訴訟における和解成立と今後…………… 高塚千恵子
被爆者に目を背ける長崎の裁判官たち(下)…………… 龍田絃一郎

ロースクールの実情と法曹養成

- 当事者の声を聞いてください…………… 服部 咲
第69期7月集会へのご支援のお願い



軍港・呉

神奈川支部特集

3.18 講演会

「戦争法制は日本に何をもたらすのか」
& キャンドルアピール

神奈川 岩井 知大

二〇一六年三月一八日、横浜市戸塚区の戸塚公会堂にて、青年法律家協会弁護士学者合同部会神奈川支部、自由法曹団神奈川支部、社会文化法律センター神奈川支部、神奈川労働弁護団の共催で、「戦争法制は日本に何をもたらすのか」と題する集会を行った。集会後は、戸塚駅前に場所を移してキャンドルアピールを行った。横浜駅などの神奈川を中心から離れた場所にもかかわらず、約二五〇人を超える人の参加があり、参加者の真剣な眼差しに会場は大変な熱気に包まれた。

①「安保法が呼び込む自衛隊の軍隊化

～安倍首相が目指す「戦争ができる国」

講師 東京新聞論説兼編集委員

半田滋さん

集会では、まず「安保法が呼び込む自衛隊の軍隊化～安倍首相が目指す『戦争ができる国』」との

演題で、東京新聞論説兼編集委員の半田滋さんにお話し頂いた。

半田講師は、閣議決定で憲法を無視して集団的自衛権の行使を容認し、安保体制を成立させたことは独裁と同じであると安倍政権を批判した。

また、駆け付け警護については、そもそも情報もスキルも不十分で失敗する可能性が高いとの指摘があった。陸上自衛隊は、サマワでは砂漠で目

立つ緑色の迷彩服に四つも目の丸をつけていたが、ジブチ共和国の海上自衛隊は米軍と同じ薄茶色の服の上、目の丸も目立たないようにつけている。相手国から見れば米軍そのものである。サマワへの派遣の際とは異なり、我々が知らないうちに自衛隊の役割は変容されている。

更に、日本の防衛費の増加は、東アジアの国々を不安にすると共に無用の警戒を招くものであり、結果として東アジアの安全保障環境は悪化するだけとの指摘があった。

②安保法制違憲訴訟かながわ弁護団への呼びかけ

その後、福田護弁護士より、安保法制違憲訴訟の神奈川弁護団への呼びかけがなされた。

東京を拠点として弁護士等で構成する「安保法制違憲訴訟の会」が、集団的自衛権の行使等の差止めや国家賠償を求めて、提訴の準備を進めているが、神奈川においても、岡田尚弁護士、石黒康仁弁護士、森卓爾弁護士を中心に、「安保法制違憲訴訟かながわ弁護団」（仮称）を結成し、東京と連携しつつ、東京とは別に横浜地裁で、五～六月



野党全党が手を繋ぎ、共闘を宣言した。

提訴を目標に準備を進めているところである。
なお、現在、かながわ弁護士数は七〇名となっており、青法協神奈川支部の会員も多数参加しており、弁護士としての体制が整いつつある。

③市民連合横浜「ミナカナ」活動報告

ママの会@神奈川&ミナカナの石井麻美さんよ

り、活動報告がなされ、等身大の言葉で、日本の未来、子ども達の未来をより良いものになしたいとお話があり、各地のミナセン（みんなで選挙）のご報告をして頂いた。

④各政党からのあいさつ

この日、民主党（当時）からは阿部知子衆議院議員、共産党から畑野君枝衆議院議員、社民党から福島瑞穂参議院議員秘書及び星野潔神奈川県連合常任幹事、維新の党（当時）から水戸将史衆議院議員、生活の党と山本太郎となかまたちからは岡本幸三神奈川二区総支部長から挨拶を頂いた。各党の六人は、壇上で手をつなぎ「野党は共闘！」の歓声を受けた。

その後、戸塚公会堂から戸塚駅東口に場所を移して、キャンドルアピールを行い、駅頭の人々への呼びかけを行った。キャンドルアピールでは、横浜法律事務所の新入二人（相曽弁護士、藤塚弁護士）が夜なべして作成した可愛らしいキャンドルに火をともし、横浜合同法律事務所の高橋由美弁護士（ゼラブル）の伴奏のもと、参加者は民衆の歌（レ・ミゼラブル）を歌った。

半田滋さんの講演で繰り返し強調されたように、安保法制はこの国を平和に導くのではなく、東アジア諸国に対して無用の警戒と緊張を生じさ

せるものである。このような立法を、国民の理解もなしに独裁的な手法により成立させることはあってはならない。かつてこれほど憲法を蔑ろにした政権はない。やがてくる参院選（もしくはW選）は、立憲主義を取り戻す戦いと言えるように思う。

そもそも、二〇一四年の選挙で、安倍政権の危険性を各野党が互いに認識出来て、共闘していれば、今の事態は回避出来ていた。より正確には、安倍政権の危険性を野党は認識していたにもかかわらず、危機意識の希薄さから足並みがそろわず「うっかり」いつも通りの選挙戦を繰り広げ、互いに票を食い合う結論となってしまうと言ったほうが良いかもしれない。我々国民も、野党も、もう「うっかり」は許されない。今回のように野党全党が手を繋ぎ、まずは憲法を取り戻すことで足並みを揃えることは、安倍政権と対峙していくための最低ラインだ。熊本では全国に先駆け統一候補を決めている。この動きは全国に広がっており、すでに二〇を超えている。

この動きを全国に広げていくために我々が出来ることは何か。それは伝えることだ。弁護士は、様々の問題を指摘されながらも市民からの信頼はまだまだ厚いと私は感じる。残された期間は長くはないが、我々弁護士が取り組めることは山ほどある。憲法カフェや憲法講師、これらが無理であれば

ば、近しい人に伝える。世論なんて気分の集合体に過ぎない。風が吹き始めれば流れはあつという

間に変わる。

参院選まであと数か月。立憲主義を取り戻す大

事な数か月がこれから始まる。

対 談

「頑張った私たちが美しい」

― 資生堂・アンフィニ解雇・雇止め事件 勝利和解 ―

原告 池田 和代
神奈川 川口 彩子

◆川口（弁護士） 六年八か月の裁判闘争、本当

におつかれさまでした！ 長い裁判闘争でくじけそうになったこともあったのではないですか？

◇池田（原告） 地裁のときが一番きつかったです。証人尋問が決まってからは「よし！ これからだ」とやる気が出ましたが、それまでの書面のやりとりの期間は先が見えなくて。次回期日も二

か月、三か月先とか……。何度も「今日の弁護士会議で『もう降りる』と言おう」と思っていました。家族にもそう宣言して家を出るのですが、結局言

い出せず……。笑。家に帰って「お母さん、言えた？」と息子に聞かれ、「言えなかった」と言うのと、「やっぱりね」と笑われてばかりでした。

◆川口 私たち弁護士は、池田さんがやめたいと

考えてたなんて全然知りませんでした（笑）。たしかに提訴から尋問が始まるまで丸三年かかりましたものね。弁護士会議も毎回進展があるわけでもないし……。

ところで、池田さんの所属会社は株式会社アンフィニで、働いていた場所は資生堂鎌倉工場ですが、解雇されたのはアンフィニからですよ？ それがどうして資生堂を訴えることになったのですか？ つて私が聞くのも変ですけれども（笑）。

◇池田 私たちは法律は何も知りませんから、最初はただ、アンフィニが許せませんでした。一生懸命仕事をして、ラインリーダーとして重要な責

任を負って、本当に資生堂の正社員以上に仕事を

◆川口彩子

（弁護士・五五期・川崎合同法律事務所）

◇池田和代さん（資生堂〈アンフィニ争議原告団〉）
二〇〇〇年から資生堂鎌倉工場で口紅製造の仕事に携わる。二〇〇九年五月十七日に解雇。解雇時はラインリーダーを務めていた。同月、全国一般神奈川地方本部アンフィニ分会を結成し、分会長となる。二〇一四年七月、横浜地裁で所属会社アンフィニの地位確認を認める勝訴判決を勝ち取る。二〇一六年一月、資生堂との間で勝利和解。

任を負って、本当に資生堂の正社員以上に仕事を
してきて、なぜ解雇になるのかと。納得できま
せんでした。けれどもそれは、資生堂が本来正社員
として雇うべき労働者を、非正規に置き換え、い
つでも都合よくクビを切れる体制を取っていたか
らなんだと。今回も、資生堂は、春の新色の口紅
の売上げが芳しくないということで、在庫調整を
理由にアンフィニに減産通告をしました。それで
私たちが切られた。実際にクビを切ったのはアン
フィニかもしれませんが、私たちのことをいらい
いと言ったのは資生堂。それで資生堂に何も責任



右から2番目が池田さん

がないというのはやっぱりおかしい。「資生堂は雇用責任を果たせ」をスローガンに掲げて裁判をたたかいました。

◆川口 一番の横浜地裁は、資生堂の責任は認めなかったものの、アンフィニによる解雇・雇止めは無効だとして、地位確認と未払賃金・将来賃金の支払いを認めました。この判決はどう受け止めましたか？

◇池田 正直、嬉しかったです。非正規の裁判で悪い判決が続いていましたから。「非正規」の三字はいつも気になっていました。非正規はいつでも切れる、保障がない。けれども非正規の私たちに「更新の期待権」が認められました。小さな一歩かもしれないけれども、世の中が変わるきっかけになれるかもしれない。難しい裁判と周りから

も言われていましたが、チャレンジしてよかったと思いました。

◆川口 そして舞台は高裁に移りましたが、一方で、昨年六月、東京都労働委員会へ、不当労働行為救済の申立でも行いましたよね？ これはどのような思惑があったのですか？

◇池田 支援共闘会議のメンバーのアドバイスでした。資生堂を巻き込んだ全面解決に向けて、運動も強めていたのですが、裁判だけではなく、あらゆる方面で手を尽くそうと。細いツテをたどって、資生堂の役員と面会を試みたりもしました。

◆川口 私たち弁護士団は、裁判でいっぱいいっぱいで、もう一つ争議を抱えることには消極的だったんですけれどもね。でも支援共闘会議でどんどん話が進んじやって、申立てをせざるを得なくなりました(笑)。でもこれがハマりましたね。これほど運動の力を実感した事件はありませんでした。

◇池田 銀座の資生堂バーラーの前でも何度も宣伝行動を行いました。私は台湾出身なので、中国語でも演説をしました。銀座にはたくさん中国人観光客がいて、ビラも受け取ってくれたし、演説も立ち止まって聞いてくれました。あるとき、中国人観光客から「あなたの中国語は完璧だ」なんて言われたこともあり

ました。当たり前です。私は台湾出身なんですから(笑)。

◆川口 資生堂の株主総会にも乗り込んだんですね？

◇池田 乗り込んだんじゃないです(笑)。私のほか支援の方数名が、きちんとお金を出して資生堂の株主になって、二〇二二年以降は毎回株主総会に出席しました。外でビラをまいてるから、私たちのことはマークしていたんだと思います。質疑のときに手を挙げたら、指されてしまって頭が真っ白になりました。最前列に座っていましたから、目の前に資生堂の執行委員がずらっと並んでいるんです。最後の年は、他のメンバーでしたけれども、それまでは毎年、私が指されて発言してきました。

◆川口 発言のときになにか気をつけていたことがあるのですか？ なんだか質問ばかりで尋問みたいになってきました(笑)。

◇池田 資生堂の社員は愛社精神が強いと聞いていたので、絶対に資生堂の悪口を言わないということです。私の母は、資生堂の口紅を愛用していて、最後の最後まで筆で揃って本当に大事に使っていました。その資生堂で働けることは私にとって誇りだった。一生懸命、仕事をしてきた。鎌倉工場に戻りたいということを頭が真っ白になりながらも訴えたら、会場の株主から大きな拍手を受けました。

◆川口 争議ののぼり旗も「私たちは資生堂で働きたい」ですものね。

◆池田 株主総会のときに配るビラもだんだんグリードアップして、株主に見てもらおうビラは最後は印刷屋さんに出して綺麗なものを作りました(笑)。私たちのビラを読んでも方も大勢いらっしやいました。

◆川口 株主まで味方につけちゃったわけですね。

◆池田 最後の年の株主総会はいつもと違いました。これまでは発言しても、「アンフィニと係争中ですから」と資生堂は関係ないようなことを言っていたのですが、最後の年は資生堂の責任問題に触れたんです。

◆川口 その株主総会が、都労委への申立ての直後だったんですね。

◆池田 はい。約二週間後でした。そして、株主総会が終わった後、ここを詳しく言えないのが残念ですが、資生堂「側」から私たちに連絡があったんです。話をしたいと。これまで全く話合いに応じなかった資生堂とのパイプがなくなりました。

◆川口 そこから、都労委の労働者側委員、使用者側委員の力も借りながら、自主交渉に入っていたわけですね。最後の方はもう解決が見えてきて、話がまとまるんだらうなあと、思いつつ、それでも高裁で結審されたら困るから、裁判の画面はきっちり書かなければならなくて正直つらかったです(笑)。でも、裁判所が間に入った和解では到底ここまで及ばないだろうという素晴らしい解決ができましたね。

◆池田 はい。都労委で、①解雇・雇止めを撤回する、②資生堂とアンフィニは、解雇・雇止めの経緯等の本件紛争に関する事情につき遺憾の意を表明する、③資生堂とアンフィニは、連帯して解決金を支払う、という内容での和解が成立しました。ずっと職場復帰も求めていたのですが、決前に鎌倉工場自体が閉鎖になってしまったので……。

◆川口 金額は公表できないけれども、解雇・雇止めの責任を取ったというのにふさわしい解決金

が支払われました。さすが資生堂というか。一審では結論として勝っていたのにね。争議となっている他の会社も資生堂を見習ってきちんと社会的責任を果たしてほしいものです。

◆池田 「二瞬も一生も美しく」というのが資生堂のキャッチコピーです。これを持ち出して、原告の仲間が勝利和解後の記者会見で発言した「頑張った私たちが美しい」という言葉は新聞の見出しにもなりました。

◆川口 本当にたくさんの方に応援してもらいましたね。

◆池田 報告集会には三二〇名の方がかけつけてくれました。「元気をもらいました」とか「勝利の

報告集会なんて久しぶり」などと言ってもらえて、嬉しかったです。最近解雇になった人が、「裁判は諦めるつもりだったけど、やっぱりやります！私もたたかいます！」と言ってくれました。この争議は私の一生の宝物です。自分の経験を生かして、他の争議をこれからも応援していきたいと思っています。

◆川口 ご家族も喜んでくれたでしょうね。

◆池田 都労委での和解調印の日、息子がメールをくれたんです。「やっぱりお母さんの笑顔が一番です。なぜならお母さんが一番頑張ったと思います」と。

◆川口 池田さんの息子さんは弁護士になったんですね。イケメンの(笑)。

◆池田 息子は私が解雇されたときは学部の四年生だったんです。私の契約書を見て、「期間途中だし、これは絶対おかしい」って。いろいろホームページで調べて神奈川労連の相談窓口を見つけてくれ、相談にも一緒に来てくれました。私の解雇で経済的な問題に直面し、息子は法科大学院への進学はあきらめると言い出しました。けれども、なんとか頑張るからと説得して、国立の法科大学院に進み、司法試験に合格し、今では弁護士として頑張ってます。

◆川口 裁判の傍聴や報告集会にも来てもらいましたね。ぜひ今からでも川崎合同に来てもらいたいものです(笑)。それでは本日はありがとうございました。

最低賃金裁判

―訴え却下の不当判決・最低賃金の改正決定について 処分性を否定

神奈川 田淵 大輔

1 最低賃金裁判は、神奈川県地域別最

低賃金を一〇〇〇円以上に引き上げること
を国に義務付ける判決を求める裁判である。二〇
一一年六月三〇日の提訴以来、四年半を超えて取
り組んできたが、本年二月二四日に判決が言い渡
された。

横浜地方裁判所で言い渡された判決の主文は原
告らの訴えを却下するというものであった。理由
として、最低賃金の改正決定には処分性が認めら
れないことが挙げられ、同時に、現在の最低賃金
の水準が低いとしても、生活保護や国民年金など
の社会福祉施策等によって個々の国民の健康で文
化的な最低限度の生活は実現されることから、行
政処分義務付けの訴えの訴訟要件である「一定の
処分がされないことにより重大な損害を生ずるお
それ」も認められないことが挙げられた。

判決文の内、本文は全体で一九頁、裁判所の判

断部分はわずか九頁。最低賃金と生活保護とを比
較する計算方法の合理性や、現在の水準の最低賃
金では最低生活費を得ることもできないことを、
労働者に最低限度の生活費を保障する最低賃金
法九条三項の趣旨・目的との関係で、どのように
考えるのかという点に関する裁判所の判断は示さ
れなかった。

2 最低賃金裁判は、提訴後、四次にわたる

追加提訴を経て、最終的に原告は二三四名
にまで増えた。結審の時点で、時給が一〇〇〇円
を上回るようになっていたり、様々な事情で就労
できなくなっていた原告は訴えを取り下げたが、
それでも六一名の原告が判決言渡の時を迎えた。

裁判では、当初、国は最低賃金の改正決定に
処分性はないとする主張だけを行い、訴えを却下
する判決を求め、本案の主張を行おうとしなかつ

た。

処分性をめぐる議論だけが繰り返される状況が
提訴から約一年間続いたため、原告側から処分性
の有無について中間判決を言い渡すことを裁判所
に強く求めた。すると、その当時の裁判長であつ
た佐村浩之裁判官は、最低賃金の改正決定は直
接原告らの賃金に影響するという点を指摘した上
で、国に対して本案の主張を行うよう求め、国も
それに従い、本案の主張を行うようになったとい
う経緯があった。

また、裁判長が石井浩裁判官に交代してから
も、現在の低すぎる水準の最低賃金額の決定は原
告らの生存権を侵害するものであることを立証趣
旨として、原告らの本人尋問を求めたところ、裁
判所は当初は消極的であったが、法廷内外での
様々な取り組みの結果、昨年八月二〇日に四名の
原告について本人尋問を実施するまでに至った。

最低賃金の改正決定に処分性が認められないこ
とを理由として原告らの訴えを却下するのであれ
ば、原告らの本人尋問を実施する必要性はない。
そのため、裁判所が原告らの本人尋問を実施した
ことは、先に挙げた本案の審理に入るまでの経緯
と合わせて、裁判所が原告らの訴えについて、処
分性をはじめとした訴訟要件を満たすと考えてい
ることを示していると弁護団は捉えていた。

しかし、そのような弁護団の予想は、最悪の形

で覆されてしまったのである。

3

判決は、最低賃金の改正決定について、新たに当該一定の地域内で働くことになる不特定多数の労働者及びその使用者に対しても、将来にわたって反復継続的に適用されるものであるから、実質的には一般的法規範の定立行為であるとして処分性を否定した。

しかし、最低賃金の改正決定は、改正決定後の最低賃金額を下回る時給で働いていた労働者の時給を直ちに引き上げる効果を持つ。最低賃金の改正決定は、何らの行政の行為も介在することなく、直ちに当該地域内で一定金額以下の時給で働いている労働者とその使用者の権利義務に直接に変更を加えるのである。

それにもかかわらず、最低賃金の改正決定について処分性を認めないのでは、およそ何人も最低賃金の改正決定の不合理さを主張し、その適法性を争うことが司法の場ではできないことになってしまふ。

これは、最低賃金の改正決定について、行政の過誤を是正する役割所が放棄するに等しいことであって、司法が行政を監督する責任を、人権保障の最後の砦としての役割を、臆面も無く自ら捨て去ったということである。

4

判決は原告らの訴えを却下したため、本案の主張について判断を示さなかったが、もし、本案に踏み込んで判断を示すことになった場合、たとえ原告らの請求を棄却するとしても、裁判所は相当に難しい判断を迫られることになったはずであった。それは、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回る「逆転現象」は、実質的には全く解消されていないからである。

勤労収入を得ている者でも、生活保護基準に則って最低限度の生活費に達していないと認められれば、その不足している分について生活保護の支給を受けることができる。神奈川県では、時給一〇〇〇円や二二〇〇円では、毎週四〇時間働いたとしても、十分に生活保護の支給を受けることができるし、時給一四〇〇円であっても、他の条件次第では生活保護の支給を受けることができる。以上のことは、最低賃金裁判の審理を通じて国も争わなかったことである。

国は、逆転現象は既に解消されたとしており、国の見解が報道などで広く流布されているため、一般的にもそのような理解がなされている。しかし、時給一〇〇〇円や二二〇〇円で毎週四〇時間働いたとしても生活保護の支給を受けられるのであれば、それは最低賃金の水準が生活保護の水準に達していないということに他ならない。

さらに、現在の神奈川県地域別最低賃金九〇

五円であるが、国が最低賃金を算出する際的前提としている一カ月一七三・八時間働いたとしても、一カ月の収入は一五万七二八九円にしかない。ここから公租公課や勤労必要経費を除いてしまうと、多くの専門家が様々な手法によって明らかにしている最低生計費の水準には達しなくなる。すなわち、現在の水準の最低賃金では、健康で文化的な最低限度の生活を営むことは困難であって、労働者に最低限度の生活費を保障するという最低賃金法九条三項の趣旨・目的を果たすことはできないのである。

このように、生活保護との比較という観点からの検討でも、労働者に最低限度の生活費を保障するという観点からの検討でも、現在の最低賃金の水準は低すぎるという結論が出ている。そうであれば、裁判所は最低賃金の決定過程の合理性、適法性について正面から判断すべきであり、最低賃金法九条三項の趣旨・目的を踏まえて、裁判所が事実上真摯に向き合うならば、結論は自ずと定まると考えている。

5

円安と株高による見かけだけの好景気の中、富める者はますます富み、格差と貧困は固定化している。最低賃金の大幅な引き上げは、このような悲しき循環を断ち切る上で非常に有効な処方箋である。

現に、諸外国では最低賃金の引き上げが着々と進んでおり、アメリカでは一部の地域に限ってはありますが、一五ドル(約一六五〇円)の最低賃金の実現しようとしている。いわゆる主要先進国の中で、日本は大きく取り残されているのである。

最低賃金裁判は、二〇〇七年に最低賃金法が改正されて新設された九条三項が、最低賃金の水準が生活保護の水準を下回らないようにすることを明確に定めてから、最低賃金の金額を決定する過程の合理性、その違法性を正面から問題とした初

めての裁判であった。それだけに、裁判所がどのような判断を示すのか、学者や記者なども高い関心を示していた。

何より、現実に低廉な賃金での労働を余儀なくされ、賃上げを実現できる見込も立たない中、仕事と生活に迫られるだけの困難な日々を送っている多くの労働者から切実な希望を託された裁判であった。

そのような社会的な注目と労働者の強い希望を集める中、石井浩裁判長はじめ三名の裁判官が

本案の判断から逃げたことは絶対に許すことができない。この不当な判決には控訴を申し立てており、闘いの場は東京高等裁判所に移る。

東京高裁では、今度こそ処分性の問題を突破し、本案の判断を裁判所に示させたい。そして、最低賃金の改正決定の不合理さを認定させ、本当の意味での勝利を得るため、引き続き、弁護士としても取り組みを強めていきたい。

三・一一〇追悼のタベ、 シンポジウムのご報告

神奈川 馬奈木 幹

二〇一六年三月一〇日、東日本大震災、福島原発事故から丸五年を迎えるなか、神奈川県では、福島県からの避難者や支援者たちからなる実行委員会の主催により、第三回目となる「三・一一〇東

日中には、横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)の主催で、「フクシマ原発事故から五年 避難者の日々、被害の実相」と題するシンポジウムが開催された。以下、両企画についてご報告する。

日本大震災かながわ追悼のタベ」(以下「三・一一〇追悼のタベ」という)が開催された。また、同日の

1 「フクシマ原発事故から五年

避難者の日々、被害の実相」

この企画は、フクシマ原発事故から五年を迎えるにあたって、いまなお続く原発事故被害の実相を被害者自身に語ってもらい、専門家に被害の全体像についての話を伺うというものである。当日は二〇〇名を超える参加者が集い、会場は満席となる盛況だった。

第一部では、母子避難者五名にお話をうかがった。子どもたちの健康への影響の不安、放射能に対する子どもたちの恐怖心、地元に残った家族との離散、だれも責任をとらず、事故は未だ収束していないのに「復興」と称して終わったことにされようとしていることの理不尽さ、避難先の住民との

会話の中で「線量が低いのに何でわざわざ避難しているの?」「いつ帰るの?」との問いに向き合うつらさ。音楽にのせた映像での語りも織り交ぜながら、母たちの率直な思いが語られた。なかでも母たちが切実に不安を訴えていたのは、区域外避難者に対する住宅無償提供打ち切り後の生活の不安である。国や福島県は、二〇一七年三月で住宅無償提供を打ち切る方針を決めたが、とくに、十分な賠償がなされない避難指示区域外からの避難者たちにとって、住宅無償提供は生活を支える命綱である。これを打ち切られるということは、放射能による子どもの健康の不安に怯えるなか、住宅費が払えないならば、子どもたちを連れて福島に戻り、被ばくすることを強いられるに等しい。子どもたちの健康を守りたい、という必死の訴えだった。

第二部では、除本理史教授(大阪市立大学大学院経営学研究科)から、原発事故被害の実相についてお話をいただき、福島復興政策が被害の実態に合っておらず、これにより被害者たちの間に分断が生じていること、それぞれの事情を尊重して支援していくという子ども・被災者支援法の理念に沿った、具体的な施策が求められること等が指摘された。

2 三・一〇追悼の夕べ

夕方からは、三・一〇追悼の夕べが横浜公園内で行われた。広場いっぱいには置かれたキャンドルの灯が揺れるなか、東日本大震災・福島原発事故に関連して亡くなられた方々へ追悼がさげられ、地元の少年少女合唱団の歌など音楽の演奏が行われ、避難されている方々の思いが語られた。追悼の夕べに賛同し、毎年出演してくださるウクライナ出身の民族楽器バンドウーラ奏者カテリーナさんからは、*「花が咲く、アヴェ・マリア」*などの歌とバンドウーラの演奏があり、チェルノブイリ原子力発電所で労働した父親を、被ばくが原因とみられる癌で亡くした経験から、原発事故に対する思いも語られた。



カテリーナさんによる演奏

三月の手がかじかむような寒空の下、参加者がそれぞれに五年

前の三月一日を思う静かなひとときが横浜公園に流れた。通行人が立ち止って目をとめ、ふらっとキャンドルサービスに立ち寄る姿も多く

みられ、参加者は延べ約三五〇名にも上った。

三・一〇追悼の夕べは年々、スタッフ、出演者として関与する人や、賛同者(団体・個人)、後援団体を増やし、広がりを見せている点も特徴である。今年は、二七団体と個人一八名の賛同、そして、神奈川県、岩手県、福島県、宮城県、小田原市、川崎市、平塚市、藤沢市、横須賀市、横浜市、横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)の後援を得た。

3 結び

東日本大震災、福島原発事故がまるで過去のこのかのように扱われる機会も増え、世間の関心も低下している状況であるが、「フクシマ原発事故から五年 避難者の日々、被害の実相」三・一〇追悼の夕べは、これらについて立ち止って考えるひとときとなった。

とくに三・一〇追悼の夕べは、公園の広場で開催したため、気軽にふらっと立ち寄ることが可能なものである。ほんの少しでも良い、ちよっと立ち止まって、あの未曾有の事故の被害がいまも続くことを、そしていまなお避難生活を強いられる方が多数いるということを、少しでも多くの人に思ってもらいたい——こうした思いが込められた、静かで美しく、幻想的でもあるひとときであった。

「原発ゼロへのカウントダウン

inかわさき」について

神奈川 岩坂 康佑

一 「原発ゼロへのカウントダウン inかわさき」の概要

「原発ゼロへのカウントダウン inかわさき」(以下、「原発ゼロ」という)は、川崎市内における、脱原発を訴える集会とデモの活動である。二〇一二年から毎年開催され、二〇一六年で第五回目を迎えた。

「原発ゼロ」の発起人は、川崎市在住の一般市民である。福島原発事故の惨禍を受けて、川崎の地でも脱原発の声をあげたいという市民の強い思いが、「原発ゼロ」を生み出した。企画・運営には、川崎市の各地から集まった市民が参加している。

「原発ゼロ」は、二〇一五年を除き、当日の参加者が毎回一〇〇〇名を超え、大いに盛り上がるイベントとなっている。二〇一五年は悪天候の影響

もあり参加者数が九〇〇名に落ち込んだものの、本年は二〇〇〇名となり、持ち直した。原発のない地域において一〇〇〇〇人規模のイベントを五年間にわたり開催できているのは、全国的にも珍しい。

二 「原発ゼロ」のコンセプト

「原発ゼロ」は、参加者が「脱原発」の一点で共闘し、広く運動を展開するということをコンセプトにしている。

そのため、集会の当日は、会場にバリエーションに富んだ数多くの屋台が出されたり、文化行事(音楽の演奏等)が開催されたりするなど、幅広い層が参加しやすくするための種々の取り組みがなされている。

できる限り政治色をなくし、どこの政党を支持

するか、どのような政治思想を持っているかを問わず、脱原発の考えを持つ人なら誰でも歓迎するスタイルである。また、参加者が運動を楽しめるようにすることも重視している。これまで原発問題に関心があまりなかった人でも、「ちょっと覗いてみようかな、なんだか楽しそうなことをやっているな」と気軽に参加できる運動にすることが理想である。

三 ゲストの講演

「原発ゼロ」では、全国から原発問題に詳しい方複数名をゲストとしてお招きし、ご講演をいただいている。

本年は、福島原発事故から五年目であるとともに、チェルノブイリ原発事故から三〇年目という、原発問題にとって一つの節目となる重要な年である。

そのため、本年の「原発ゼロ」では、原発事故で被ばくした子どもの問題に長年向き合ってきた、チェルノブイリ子ども基金理事の向井雪子氏にお越しいただき、子どもの被ばく問題についてお話をいただいた。また、反原発運動に積極的に取り組まれ、自身も福島原発事故により第二の人生を奪われた経験をお持ちである、世界初の宇宙飛行士の秋山豊寛氏にもお越しいただき、原発問題の政治情勢等について分かりやすく、かつ力強

いご講演をいただいた。

四 今後の課題と運動の展開

福島原発事故の被害者の多くは、未だに全国で苦しい生活を強いられている。福島では、甲状腺がんに罹患又は罹患した疑いのある子どもの数が一六七名にまで達している。福島原発からの汚染水の流出は後を絶たず、福島原発の作業員も過酷な労働環境に身を置く日々を送る。

また、放射性廃棄物の処理、既存の原発の経年劣化、天災への対策、避難計画策定の困難性な

ど、人類が原発を利用するにあたりクリアしなければならぬ問題は山積している。

それにもかかわらず、時の政権は原発の再稼働を推し進めている。こうした情勢に鑑みれば、脱原発の運動をこれまで以上に大きく拡大してゆくべき意義は大きい。

しかし、福島原発事故以降の時の経過に伴い、原発問題に対する人々の関心の薄まりを感じざるを得ない状況がある。「原発ゼロ」への参加者数も、本年は昨年より増加したものの、傾向としては減少する一方である。実行委員会に参加する川崎市民の数も同様で、企画・運営の中心となるメ

ンバーの固定化やマンネリ化が否めない。

加えて、時の政権の影響が、「原発ゼロ」の運動に対するクレームの増加も見受けられる。

このような情勢の中で、いかに運動を維持し、拡大してゆくかが問われている。

福島の被害や原発の実情、原発のない社会の姿を、いかに多くの人に伝えていけるかということが、運動の維持・拡大の鍵になると思われる。そのため、どのような運動を展開していくべきか。市民の知恵を出し合って、運動を進化させてゆくことが求められる。

市民勝手連ミナカナについて

神奈川 太田伊早子

1 ミナカナ結成の経緯

(1) 街頭活動からスタート

神奈川は、安保法制を受けての新しい市民勝手

連が早々に生まれた地域かもしれない。二〇一五年二月三日、市民勝手連「ミナカナ」が動き始めた。そもそものきっかけは九月一九日以降、反対の熱を逃したくなくて、ママの会@神奈川、学者

の会、そして弁護士有志で桜木町駅前や横浜駅西口で、街頭アクションを一緒に始めたことだ。これが母体になった。

(2) まずは顔を合わせてみる

二〇一五年九月一九日以降、とにかく目指したのは、市民みんなで一緒に取り組むことだ。国会前やデモにはたくさんの人たちが集まったが、それぞれが知り合いになるまでは至らなかったように思う。なにができるかは後で考えればよいと思い、まずはみんなで知り合いになることから始めた。二〇一五年一〇月二五日に、その日の街頭活動に集まった人たちで、交流を持った。この日が「ミナカナ」が始まった日であり、安保法制廃止を

目指すオール神奈川の会、これが「ミナカナ」の原点となった。

(3) 安保法制撤回とともに改憲阻止のために

安保法制の撤回を実現することは当然重要だが、二〇一六年夏の参議院選挙後の動きとして懸念されるのは憲法改正だという話にすぎなかった。「三分の二の議席を獲得させないために選挙について何かできないか」これがミナカナのコンセプトとなったのだ。

(4) 市民勝手連としてのミナカナの始まり

選挙が重要だとはいうものの、選挙についてはなにも知らなかったので、二月三日に選挙学習会を開催した。このとき「ミナカナ」の結成集会を同時に開いたが、この選挙学習会で、私が一番面白いと感じたのは、参加者の支持政党がばらばらだったことだ。この後、野党共闘を求める上での市民共闘という言葉が生まれるが、それはこういった姿を映し出したものだと言える。

2 全国で広まった

市民勝手連結成の動き

(1) こういった市民で選挙について考える流れは全国でも広がり、情報交換を行うようになった。その情報交換の場を「ミナセン」と名付けた。これは「みんなの選挙」という意味だ。既にミナカナではロゴも作っていたので、ミナセンという名称や



ミナカナ結成総会での写真

ロゴはミナカナが元になっていると言える。情報交換の場にも名称をつけたのは、こういった市民が選挙に主体的に参加することをムーブメントにしたいという思いがあったからだ。

ミナセン事務局は、ミナカナ世話人で行っており、ミナカナの活動の特徴は、全国の市民勝手連とつながっていることにある。

(2) ミナセンの役割を聞かれることがある。ミナセン自体は、安保法制の廃止と立憲主義の回復を目指した市民勝手連のコミュニティであり、組織ではない。そのため、各市民勝手連はそれぞれ独立しており、ゆるくつながっているという状態だ。ミナセンは各勝手連を束ねるセンター組織ではないのだ。

コミュニティであることの特徴が、わかりやすい形で発揮されたのが、北海道五区補選における、池田まさ氏を応援する電話勝手連かもしれない。

い。ミナセン内でつながった勝手連で、最終的には、六〇〇人近くの人が五万件もの電話をかけたのだ。

3 さらに地域へ、そしてユナイト

(1) 選挙のポイントとは、地域の中で実働する人がどれだけいるのかという点だと思う。神奈川県内では、ミナカナが市民勝手連として動き始めているが、このミナカナも県内では、ミナセンのような役割だ。センター組織ではなく、コミュニティとしての役割を果たしている。

神奈川県内では、地域勝手連として、ミナカナ川崎、市民連合横浜☆ミナカナ、@湘南市民連絡会、ツギセン♡@県西、市民連合@県央が活動しており、これらの地域勝手連が地域の中で具体的な行動を起こしている。

(2) 神奈川県では、こうして全域で市民勝手連が発足した。発足した市民勝手連が今、定期的に集まり、共同の動きを作り始めている。市民勝手連は、投票率の向上や野党共闘の実現に向けての行動、そして、市民勝手連の中で出会った人たちが、さらに勝手連を立ち上げ、具体的に動いている。神奈川県は新しい形に入っているのだ。

大津地裁高浜原発差止め仮処分決定について

―福島後の裁判所の判断の一つのモデルとして

大阪 崔 信義
(福井原発訴訟(滋賀)弁護団)

二〇一六年三月九日関西電力高浜原子力発電所三・四号機の運転差止めの仮処分決定(本決定)が出た。私も代理人として関わったのでこの場を借りて若干の説明と個人的意見を述べたいと思う。

■ 本決定が出るまで

大津地裁における原発訴訟は、福島第一原発事故から五カ月後の二〇一二年八月の仮処分申立てに始まるが、二〇一四年大津地裁は、二月関西電力から原子炉設置変更許可申請を受け付けた原子力規制委員会が新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは考えられないという理由で、保全の必要性を認めず却下した。ところが、規制委は、二〇一四年二月高浜三・四号機について事実上審査に合格したとの発表を行った。そ

こで二〇一五年一月高浜三・四号機に的を絞って、原発から七〇キロメートル以内の距離で滋賀県内に居住する住民が再稼働禁止を求める仮処分申し立て、約一年の審尋を経て、二〇一六年三月九日本件決定が出されたのである。

■ 本決定と福岡決定との比較

同時期、鹿児島地裁において川内原発一・二号機の仮処分について審尋が行われていたが、二〇一五年四月二三日却下決定、即時抗告審(福岡高裁宮崎支部)でも二〇一六年四月六日棄却決定が出た。本決定と福岡高裁の決定(「福岡決定」という)とを比較しながら、個人的な意見も交えて説明をしたいと思う。

■ 本決定の判断枠組み

本決定と福岡決定との大きな違いは、判断枠組みに関する考え方である。

本決定の枠組みは、電力会社側において、依拠した根拠・資料等を明らかにすべきであり、その主張及び疎明が尽くされない場合には、電力会社の判断に不合理な点があることが事実上推認されるとし、「福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政に大幅な改変が加えられた後の事案であるから、債務者は、……原子力規制行政がどのように変化し、その結果、本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、債務者がこの要請にどのように応えたかに基づいて、主張及び疎明を尽くすべきである」とした。

本決定は、福島第一事故からの教訓というべきものが仮処分の手続きにおいてどのように生かされているかについての主張・疎明を電力会社側に要求したのである。

そして、「福島第一原子力発電所事故という、原子力発電所の危険性を実際に体験した」後の仮処分手続きであることを強調し、「債務者において本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、それにどう応えたかの主張及び疎明が尽くされていない限りは……債権者の人格権が侵害されるおそれがあることについて二応の疎明がなされた」とした。そして、本件各原発については、福島第一原発事故を踏まえた苛酷事故対策についての設計思想・外部電源に依拠する緊急時の対応方法に関する問題点・耐震性能決定における基準地震動策定に関する問題点について危惧すべき点がある・津波対策や避難計画についても疑問が残る等、関電側が主張及び疎明を尽くしていない部分があるとして被保全権利は存在すると判示した。

これは、福島第一事故後の新規制基準の制定過程における議論や基礎データ等を、電力会社側も本件仮処分手続きにおいて提供する必要があることを明確にし、国が設定した新規制基準に基づいた許可が出たから問題なしという国任せの態度ではなく、仮処分という民事手続きにおいても、電

力会社自らが原発の安全性に関し積極的な主張・疎明をする必要があることを、当然のことであるが、明らかにしたのである。

■ 福岡決定の判断枠組み

これに対し、福岡決定では、安全性について、社会が「どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち社会通念を基準として判断する」として、危険性の判断について社会通念の概念を持ち込み、「あらゆる自然災害についてその発生可能性が零ないし限りなく零に近くない限りは安全確保の上でこれを想定すべきであるとの社会通念」は確立していないとした。換言すると「想定内の場合」の自然災害についてのみ具体的危険性を認めるとしたということである。そして、想定内か想定外かを判断する基準について、①「直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域」に居住する場合と、②「他方、遠く離れた地域」に居住する場合とを分けて、②の場合には、審査基準、規制委の判断に不合理な点がないこと、調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを「相当の根拠、資料に基づき主張、立証（疎明）すれば足りる」とするのである。要するに、福岡決定の結論は、審査基準や規制委の判断に不合理な点がないこと等を「相当の

根拠、資料に基づき主張、立証（疎明）すれば足りる」としたのであって、電力会社側の立証を「相当の根拠」に軽減したという評価が可能である。その上で福岡決定は、結論として不合理ではないとして住民側の主張をことごとく排斥したのである。

■ 本決定と福岡決定との違い

本件決定と福岡決定の判断枠組みにおける一番の違いは、福島第一の事故の経験を手続きに反映させているかどうかである。本決定では、福島第一事故の記憶が仮処分の手続きにおいて電力会社側により重くのしかかってきているのに対して、福岡決定は、電力会社は想定外の事故には責任を負わなくてもよいという実質的に福島第一事故前の状態に逆戻りしてしまった内容となっている。それが一番の違いである。

福島第一事故の二〇一一年、「想定外」という言葉がほとんど流行語になった。当時、福岡決定のように想定外については具体的危険性を認めないという決定が出たとしたら、世間からは非難轟轟・総スカンの反応を食らっていたのではないか？ 逆に言えば、事故後五年を経過して、事故に対する日本人の感覚が少しずつ麻痺しているのを見計らって出て来た決定だということに警戒

しなければならない。

また、この原稿を書いている最中に熊本地震が起きた。報道によると、川内原発の敷地内での揺れが、設定値を下回っていたとして運転の停止はしないことだ。今回の地震を天からの警告とみるか、やはり大丈夫だと高をくくるのか。我が国の将来は、まさに過去に経験した地震にどう学ぶかにかかっているのである。

■ 最後に

審理は、今後、大津地裁での異議審を経て、いずれは大阪高裁に舞台を移す。保全の他に大津地裁には本訴も係属しているが、上に上がるほど困難が予想される。大津地裁の決定に学び、今後の原発訴訟において福島・熊本の経験と記憶を法理

論としてどのように反映させ、取り込むかが問われている。本決定は、福島後の社会の大多数の認識を法理論に取り込む一つのモデルを示したという意味で、原発訴訟を担当する他の裁判官にも刺激となると確信している。

最後に、原発訴訟においては青法協の若く力強い弁護士のエネルギがぜひとも必要であることを強調して終わりたい。

間接損害事例で勝利的和解成立

— 宮城原発被害弁護団の取り組み

宮城 菊地 修

1 宮城県内の被害について

福島第一原発爆発事故で発生した放射能は隣県である宮城県にも大量に降りそそぎ、その結果宮城県南の酪農農家、県北の稲わら業者、肥育（畜産）農家、県南のシイタケ栽培業者、原木業者、

炭焼業者、林業者、産直業者、水産加工業者、釣舟業者等はセシウム汚染、風評被害に苦しんでいる。また、福島県との原発近接地域（いわゆる相双地域）の業者・施設等と取引関係にあった宮城県内の事業者の被害も少なくない。

2 当弁護団の特徴

（宮城県内の被害救済

そこで、私が団長となり仙台弁護士会有志二十三名で二〇一二年二月に当弁護団を立ち上げた。立ち上げに当たり、弁護団の目的を、①個別完全被害救済はもちろんのこと、②地域産業・地域社会の可及的回復、そして③完全賠償により原発がいかに高コストであるかを国と電力会社に思い知らせ、すべての原発の再稼働阻止、廃炉を実現することを確認した。

他の弁護団は福島県から避難してきた方々を対象にしていると思われるが、当弁護団は主に宮城県内の個人、事業者の被害救済に当たっており、この点が当弁護団の特徴である。

3 解決実績・事例

二〇一六年四月四日現在、ADRを中心にご五人・法人で総額約五億一〇〇〇万円の解決実績がある。

解決事例を紹介すると、●旅館の風評被害、●薪ストーブが使えなくなり灯油ストーブへの買替費用の損害、●山菜・キノコを直売所に納めていたところ直売所から出荷自粛要請を受けた損害、●関東・関西方面に魚介類を販売していた仕入業者の風評被害、●養豚業者の堆肥の搬入先で堆肥から放射能が検出されたため受入れ中止、そのため自社で堆肥処理施設を設置せざるをえなくなった費用の損害、●ほだ木の原木を使えなくなった原木しいたけ栽培業者の損害、●釣具店の風評被害、●遊漁船の風評被害、●水産加工会社の風評被害、●有機米販売業者の風評被害、●常磐道の工事業者の工事中止による損害、●旅館の出入業者の旅館が営業停止になったことによる損害、●海産物の輸出業者の海外での風評被害等である。

4 いわゆる間接損害で勝利的和解成立

当弁護士が仙台地裁に提訴していたいわゆる間接損害事例で、二〇一六年三月二九日原告五名中

四名について仙台地裁で勝利的和解が成立した。

これは、福島県の相双地域の事業者、病院、施設等と取引があった宮城県の実業家が、相双地域の事業者、病院、施設が原発事故のために営業中止、廃業等になった結果受けた損害の賠償を求めたものである。各原告とも相手の全売り上げに占める割合は一割、多くても三割というものであった。

弁護士に依頼する前の本人請求の時点では東京電力は一律に「あなたの被害は間接損害で他で営業できるんだから（代替性があるから）損害はない、だから払わない」というけんもほろろの回答だった。ひどいのは、「今どきインターネット販売もできる。自主努力が足りない」と言われ拒否された例もあった。原賠審の中間指針では間接損害については代替性がないことが賠償の要件とされており、東京電力はこれを自分に都合よくねじ曲げて主張していた。そこで、弁護士は平成二五年一〇月東京電力を被告に弁護士に依頼した五名の原告について仙台地裁に提訴した。

弁護士としては、本件は前例のない事件なので、全国各地の民法学者からアドバイスをいただき、北大の吉田邦彦教授からは意見書を書いていただき裁判所に提出した。弁護士はそれにもとづき、

「本件は代替性の有無は関係ない。間接損害ではなく直接損害である」と主張した。本件では最高裁昭和四三年二月一五日判決（交通事故被害者の

個人の損害とその勤務先の損害との因果関係につき、経済的一体性、代替性がないことを要件とした）の克服（射程距離が最重要課題であった）。

他の取引先を開拓する余地が皆無であるという厳密な意味での代替性のない取引先というのは、よほど特殊な商品を取り扱う事業者以外には想定することができない。したがって、代替性がないことという要件を厳格に求める場合には、相双地域の取引先を失った宮城県内の事業者が賠償される事態はほとんどないことになる。

東京電力は当初頑強に抵抗していたが、提訴二年半目にして裁判所の和解勧告を受入れ、二〇一六年三月二九日高水準での和解成立に至ったものである。この和解は、いわゆる間接損害でも代替性の有無を問わず賠償の対象になることを東京電力に認めさせたもので、画期的である。今後間接損害事例について東京電力のゴネ得は許されなくなった。

宮城県に限らず、福島県の相双地域と取引のあった他県の実業家で泣き寝入りを強いられている事業者は少なくないと思われる。今からでも遅くないので、ぜひ被害救済に立ち上がっていただきたいと思う。

なお、仙台地裁の原告の残り一名は清算条項について東京電力と合意に至らなかったもので、今後判決に向けて立証活動を行っていく。

辺野古古代執行訴訟における 和解成立と今後

沖縄弁護士会 高塚千恵子

1 辺野古古代執行訴訟の流れと 和解内容

二〇一五年一〇月三日、翁長知事は、公約を遂行し、辺野古埋立承認の取消しを行った。その翌日、沖縄防衛局は、国交省に対し、行政不服審査法に基づき埋立承認取消し執行停止を申し立てた。これを受け、同年一〇月二七日、国交省は、埋立承認取消しの効力停止を決定した。また、同日、国交省は代執行手続の開始を表明した。その後、一月一七日、国は、沖縄県を被告として、辺野古古代執行訴訟を提訴した。訴訟においては五回にわたる口頭弁論が行われ、二〇一六年二月二九日に結審した。結審後三月四日、国と沖縄県との間で和解が成立した。

成立した和解の内容は、国と沖縄県が訴訟を取り下げた上で、国は移設工事を中止する、そして、国と沖縄県は、後に訴訟で争うことを前提に、同訴訟判決までは円満解決に向けた協議を行うというものであった。

2 和解内容の評価

前記和解内容は、国に訴訟を取り下げさせただけでなく、移設工事の中止まで応じさせたもので

あるから、一見、沖縄県にとっては勝訴以上の内容である。

もっとも、もとを辿れば、二〇一五年一〇月一日に翁長知事が埋立承認を取消した時点で、本来、移設工事は法的根拠を欠くものとなったはずである。しかし、国交省が、埋立承認取消しの効力を停止したため、形式上、取消しがなくなったことにされ、移設工事が再開されたのである。

翁長知事は、二〇一四年一月に知事に当選した後、翌年一〇月二三日に取消しを行うまでの間、第三者委員会を設置した上で慎重に慎重を重ね協議を行い、その結果「前知事による埋立承認は公有水面法上の要件を満たさず違法である」と結論づけた。翁長知事は、確固たる自信と信念を持って、前知事の承認を取消したのである。

それを国交省は、僅か一〇日間程度で効力停止を決定した。国側は慎重な議論を経ないまま、効力停止を行ったのである。

国交省による効力停止は、埋立承認の法適合性を考慮していないだけでなく、手続上も大きな問題を孕むものであった。国の一機関であるはずの沖縄防衛局が、私人救済を目的とする行政不服審査法により執行停止申立てをしたのである。このことは、法の趣旨に反することはもとより、そもそも、プレイヤーとジャッジが同じなのであるから、手続上、問題でないはずはない。執行停止

申立てを受けての、国交省による効力停止は、行政が準司法手続の作用を担うことを奇貨とした準司法手続の悪用に他ならない。

そして、国は、取消しの効力停止を行ったにもかかわらず、代執行訴訟を提起した。執行停止手続に問題があることを見越してのことであろうが、代執行訴訟を提起するためには、補充性（代替手段で是正困難）の要件が必要である。代執行訴訟提起は、国自身が効力停止を行い、工事を再開させてしまっていることと矛盾するのではないかという行動であった。

このように、手続上は不備だらけであるにもかかわらず、国側は、承認取消しの効力停止を高々と表明し、移設工事は再開されてしまった。国側の行動は、法の趣旨や地方自治をないがしろにしたものであり、もはや法治国家も何もあったものではなかった。

今回の辺野古代執行訴訟において、裁判所は和解勧告を行うにあたり、国に対し、一連の経過における国の行動の手続的不備を指摘した上で、現在の国の姿勢を維持するだけの法的根拠がないことを通告したものと考えられる。そうであれば、国が、移設工事中止に応じるとは考え難いからである。

この度の裁判所の和解勧告により、法治国家が取り戻されたといえる。本和解内容は、裁判所が

権力からの独立を貫いたものであり、大きな意義のあるものである。

3 和解成立の影響と今後について

沖縄県は、今、県民県政一体となり、辺野古基地建設に反対している。

周知の事実であるが、辺野古基地建設反対を唱え、法廷闘争を行っているのは、沖縄県だけではない。二〇一三年二月二十七日に前知事による埋立承認がなされ、その後、間髪いれず、翌年一月十五日には、県民による承認取消訴訟の第一次提起がなされている。しかし、訴訟提起から二年以上が経過しているにもかかわらず、途中、翁長政権となり県政が変化したこともあり、訴訟で結論が出るのはまだまだ先となりそうである。その間も移設工事は着々と進行していた。

仮に、県民による取消訴訟において埋立承認の違法性が認められたとしても、辺野古基地が完成してしまつては、事情判決等により取消判決がなされない、といった事態となりかねない。そのため、辺野古基地建設を阻止するにあたっては、訴訟だけでは実効的とはいえず、「現場の移設工事をとめること」は不可欠であった。

法廷闘争が行われる一方で、辺野古の現場では、「移設工事ストップ」をめざし、基地反対の運

動が行われていた。しかしながら、国による反対運動への排除活動は、日を増す毎にエスカレートしていった。機動隊との衝突により、負傷者が相次ぎ、逮捕者まで出た。特に、翁長知事が、二〇一五年一〇月三日に、埋立承認取消しを行った際には、一旦「これで工事がストップする」と期待が高まったにもかかわらず、取消しから僅か一日ほどで、「取消しの効力が停止した」などとして工事が再開したのであるから、現場の落胆はかなりのものであった。勢い抗議活動も激化した。

今回、辺野古代執行訴訟の和解を受け、当面の間、移設工事は中止となった。問題は国と県との間の後の訴訟に持ち越されたのであるから、辺野古の現場においても、まだまだ予断を許さない状況である。もともと、和解を受けて、辺野古基地問題は平和的解決に向けて前進したといえる。今後、沖縄県と国との間の訴訟の展開が目されるところであるが、辺野古代執行訴訟の追い風を受け、沖縄県は、県民県政一体となり、辺野古の現場、政治の場、法廷闘争それぞれの場で、辺野古新基地阻止に向け尽力する次第である。

被爆者に目を背ける

長崎の裁判官たち

下

長崎県弁護士会 龍田紘一郎

(被爆体験者訴訟代理人団員)

子はない。これによって涙を吞まされた公害被害の裁判史がある。

一 陣判決において、いかにも裁判長井田らしいアイデアが生かされた。証明の高度の蓋然性法理論を要件にできる因果の構造を定義のなかに捏造することである。健康被害の存在を要件とする定義解釈をすれば、法に反することが明白で、その可能性にすりかえたところに厚生官僚及び官僚裁判官の牙えがある。長崎地裁合議部は二代にわたって同様の誤りを犯した。

「放射線の影響を受けるような事情」と「健康被害を生ずる可能性」は似て非の全くの別概念である。放射線の影響を受けるような事情は、一般人が時空に観察、認識「でき」かつ、「する」自然や社会の現象、客観的实在、事実を現す概念である。

一方「健康被害を生ずる可能性」は、健康被害が論理的に矛盾することなく仮想できること、思い浮かべられること、ありうろと考えることを意味し、実在しない事実に対立する概念なのである。

言い換えだけの循環概念でもない。

2 厚生省原案は「前二、三に準ずる状態にあった者」で「原子爆弾の傷害作用の影響を受けたおそれがあると考えられる状態にあったもの」であった。回りくどい構成ではあるが、「前二に準ずる状態にあった者」とした点は正当である。しか

四 原判決の問題点

被爆者援護法は被爆者の生存活動、健康と生活を援護することを根本目的に立て、その予測的、社会実験的、試行的段階的方法を体系立てた政策法であることに特性がある。機械論的科学性に依拠しない、むしろ、排した。社会経験という曝露から法則性を導き出す疫学の知見方法を被爆者概念の基礎にすえたのである。

科学、医学の名の下に、放射線被曝の証明が無いことを楯に定義に異論を立てることは法の構造論理及び趣旨に反する。定義の立て方に反対であっても、定義には行政も司法も従わなければならない。

(一) 定義、語句のすりかえ、解釈改ざん

1 法は被爆者個体に対して、放射能の暴露、

起因する健康被害の存在は勿論、発症可能性さえ、被爆者であることの必要条件にさえしていない。法の定義は、公衆が「放射能の影響を受けるような事情の下に在ったもの」を一樣に、援護を受ける被爆者とする集团的、地域的疫学原理に立つ。このことは旧長崎市政府行政区全体を選別することなく、一樣に被爆地区と定め、その地区に現在した公衆を以て全て被爆者とし、さらに隣接地区に拡がらせる方法に顕著又は自明である。

ところが原判決は「放射線の影響を受けるような事情の下にあった」の句を「健康被害を生ずる可能性があった」に歪曲、すり替えた。ここが原判決の誤りの核心である。すりかえの目的、動機は請求棄却を自由自在にできる要件の導入である。因果の証明ほど請求棄却を自由自在にする挺

し、このあとに問題がある。被爆者の概念の基本を「原子爆弾の傷害作用の影響を受けた状態にあったもの」と狭く限定したうえで、これを「受けたおそれがあると考えられる状態にあったもの」に

拡張、弛めている、とはいえず、長崎市を被爆地区と定め、現在者を被爆者とする定義方法とは天地の差異がある。「受けたおそれがある」と考えられる状態にあった者」かどうかではなく、単に長崎地区の現在者であることによつてひとしく被爆者と定めているからである。それでもこの原案さえ

「健康被害」の用語をとらない、巾をもたせた「傷害作用の影響」という用語を選択し、健康被害及びその可能性の存在を定義要件とする限縮性と直性はない。

あろうことが、被告と裁判官は原案にさへなかつた極端な縮小概念にすりかえ、法の被爆者概念から援護の核心を骨抜きにした。この意味で犯罪の解釈である。

(二)線量条件の上乗せ

1 法の被爆者の定義に線量を忍び込ませる余地はない。そもそもICRP方式の線量は放射線の照射、吸収に係わる物理量ではない。放射線防護体型型にもつともらしさを装うため、架設計算した数値である。

経済的効率が第一原理とする思考、生命・健康

の傷害限度を最大限緩和する制度設計という視点から導いた数値指標である。

判決裁判長は法にない線量条件を設定し、数値をICRP値より大巾に上乗せした。このことによつて、被爆者援護の法理念とかけ離れた。放射能のリスクから公衆の生命、健康を人権として援護する法の理念、生命哲学を捨てた。

2 長崎社会の被爆経験事実から法を考察しない、学ばない。恐らく、この三人は原爆資料館を訪ねたこともないだろう。御用学者、専門家の放射線過小評価、低線量安全論に追隨した判断である。

(三)放射能の影響を受けるような事情の歪曲

1 被爆体験者原告が体験した「そのような事情」とは、放射性物質の環境存在、放射性物質による環境と身体の内、外汚染、原子雲や気流がもたらした放射性物質によつて、外部被曝、内部被曝したか、その可能性がある生活場と時間の存在に外ならない。

2 長崎原爆線量は外部被曝線量さえリアルタイムの空中線量率ではない。不確かで時機遅れの体表線量の推定、仮想計算でしかない。放射性物質による内部被曝線量は想像する手がかり、データすらない。

3 このような条件下で原判決は外部線量だけ

によつて被爆者該当性を判断した。実に大胆で明瞭である。判示する基準とした二五ミリシーベルトは一体全体どこの場の、いつからいつまでの、どんな方法による測定 of どんなデータに基づいているのか。判決の二五ミリシーベルト基準の荒唐無稽さ、短絡は正気の沙汰ではない。

(四)被爆者要件の立証責任、証明度

1 被爆者に対する援護は、被爆者を定義し、その健康を維持、増進し、天命を生存できるように、国の責任において援護することを定めた法定施策である。官僚に委ねた裁量行政ではない。被爆者定義の科学的、医学的妥当性は訴訟において論議する法律問題、事実問題とはなりえない。

2 法の施策を行う上で、国会が定めた被爆者の定義要件は行政事務に対する法規範である。行政当局は公衆からの被爆者手帳の交付申請に対して、法定要件の具備審査及び、認定或いは却下いずれかの処分を行う職務上の義務を課されている。却下処分の取消請求訴訟では却下処分の法適合性を基礎づける事情として、放射能の影響を受けるような事情の不存在と高度の蓋然性証明は行政当局に説明、主張、証明責任がある。被告の主張は意見にすぎない低線量論ないしその安全論にすぎない。手帳申請却下の論拠とするに足る主張、放射能の影響を受けるような事情の不存在に

ついて高度の証明もない。

(五) 最判援用の誤り

判決が援用した最判の法理は放射能と健康被害との因果関係の存在が法定の要件とされる原発症の事例である。健康被害の存在を要件としない被爆者に援用できる法理ではない。

五 「放射能の影響を受けるような事情」の存在

1 被爆体験者が被爆者に該当するか否かは、被爆時の現在地区が長崎市地区に準ずるか否かの定性的、定量的判定に依拠する方法しかない。爆心地から少なくとも一二km範囲内の地区は原発投下直近時から放射能の影響を受けるような事情にあったと認めるに足りる。

2 このことは、被爆体験者の被爆地区が原発投下から一ヶ月半もすぎてなお、放射性物質の地表放射線量が長崎市地区と同等に自然放射能レベルを超えた状態にあったことを示す実測定結果(マンハッタン調査団)にも裏付けられている。

六 (総括) 放射能人体影響

(一) 核爆弾放射線の人体影響におけるダイナミクスの能動サイドは、放射性物質及び放射線の生成、運動、消滅である。これは観察記録仕様がでない。

受動サイドの人体影響は身体に残る。比喩的に言えば陰画である。

(二) 放射性物質の挙動

1 プルトニウム原子核爆弾は核分裂連鎖反応によって、エネルギー、放射線、分裂生成粒子、誘導放射能粒子に変化した。

2 分裂生成粒子、誘導放射能粒子は連鎖反応場から火球、熱気球、上昇気流を経由し、その後、圈界面に沿って原子雲となる過程を通じて結集核となり、雲に含まれて同心円状に拡散、フォールアウトした。

3 従って、放射性物質の地上分布は空中爆発点の直下地点を中心に位置も濃度も円状である。

4 原子核の崩壊に伴う放射線は指数関数的に減衰する。放射性物質の寿命は半減期の速度に従うから、半減期が短い核物質ほど初期的、短期的に放射線強度が大きい。

5 アルファ・ベータ放射線の粒子は動径上の人体構成粒子と衝突、電離作用し、体外に透過することはない。ガンマ線は電離作用するか透過する。

(三) 人体影響

1 放射線自体の影響作用は分子の内、電子の解離に尽きる。原子同士との結合の環である対電子

を叩き飛ばすことによって分子を切断し、人体組織を少なくとも一旦は修復に先立って、傷害、破壊を与える。

2 その後のプロセスは、専ら人体側の応答、反応、放射能感受性に規定される。(1) 個体差 (2) 個体内の時間、状態差 (3) 個体組織内部における放射性物質の分布、挙動差 (4) 組織内部の放射線感受性差がある。

3 影響は不確定性、不確実性原理が支配する。メカニズム、因果関係は少なくとも現段階では未解明、知見は未熟状態にある。

4 線量測定方法の完成度、精度度のレベルは極端に低い。とりわけ内部被曝分野では有効な方法はないに等しい。

5 人体影響は放射線量によって全説明することはできない。

6 人体影響、即ち被爆前と被爆後の健康上の変化は、観察、加療的試行、体験、経験科学(自然科学、医学、疫学を含む)上の統合的知見、理論則に依存する外ない。これは最判の立場でもある。

(四) 線量論の反科学性

1 ICRPの権威に依存するエスタブリッシュユムの学者、専門家、行政、産業人らは、放射線量ドウスのハイカロウで安全性を論じている。これは、二度どころではない、誤った歴史の性懲

当事者の声を聞いてください

東京 服部 咲

1 はじめに

私は、第六八期元司法修習生で、現在東京

支部に所属しております。今回は、ロースクールの実情と法曹養成について、意見を述べる機会をいただきましたので、私の経験も踏まえつ

つ、お話しさせていただきたいと思います。

2 法科大学院の実情

私は二〇〇八年、中央大学法学部に入學し、二〇一二年、中央大学法科大学院へと進学しました。中央大学や中央大学法科大学院の生活は勉強仲間にも恵まれ、大変有意義なものでした。後述するとおり、法科大学院制度には様々な問題点がありますが、私自身、法科大学院制度がなければ、弁護士として活動をしていなかったと思いますので、法科大学院制度自体には大変感謝をしております。

もっとも、現在の法科大学院制度は、従来

りないくり返しである。半世紀前、カーソンが「沈黙の春」で、化学物質による生命破壊公害におけるハイ・ドウス論の誤りを明らかにしたにも拘らずである。

2 放射線による公衆の生命・健康被害の特異点もまたドウス如何、線量によったのではない。放射線のエネルギーによる。

3 核反応は、超高エネルギーの物質を直接、間接に生産する。そのエネルギーが物質結合関係に保存される内部エネルギーを上回るとき、結合の破壊、電子の解離を必然とする。

(1) そこに働く原理は

「二個の電子にエネルギーを与えることができるのは一個の粒子、一本の放射線しかない。その線量合算効果は電離上成立しない。線量の多少、ハイ・ロウの問題ではない。」である。 α ・ β 線の正体は高速エネルギー粒子であり、 γ 線は電磁波で波動性だけでなく、高エネルギー粒子性を持ち、同一の理で作用する。

(2) 一本の電離放射線の運動エネルギーは数M「メガ」 10^6 、一〇〇万eVオーダーである化学結合の内部(ポテンシャル)エネルギーは数eVオーダーである。衝突によって電解が成立する。

4 安全いき値、安全低線量は理論、現実上、成立しない。理論的にはアインシュタインが光電

仮説で説明し、仮説の正しさはミリカンによって証明済である。自然放射線を超える人口電離放射線のエネルギーには毒性、有害性がある。

(五) 参考文献

まず一冊ならば、山本義隆「原子、原子核、原子力」岩波書店

(六) 被曝体験者訴訟のメッセージ
核兵器廃絶、原発廃止

ロースクールの実情と 法曹養成

想定されていた法科大学院制度の理念を達成できていないと考えます。文部科学省は、「法科大学院は司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成を目指して導入されたものである」「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れたい」と述べていました。しかし、法科大学院で学んだ経験者から言わせてもらえば、このような理念は既に崩壊していると思います。

もちろん、このような理念を達成するために、法科大学院の授業は、様々な法曹養成プログラムが組み込まれております（弁護士事務所へのエクスターン、民事・刑事の模擬裁判等々）。しかしながら、受験生側としては、現在の若手弁護士の実況（就職難・経済的不安の存在、貸与制度の導入）を鑑みると、受験勉強に役立つ授業、すなわち司法試験で「点」を稼げるような授業は何かを見極め、授業の選択をしている傾向にあります。将来こういう法曹になりたい！ 将来法曹として専門分野を開拓したい！

だから、この授業を選択しようと考えている人は、わずかしいかないのではないのでしょうか。

また、「多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れたい」とはいうものの、法科大学院志願者の減少、廃校に追い込まれる法科大学院の増加により、法曹を目指す人が急激に減っています。多様なバックグラウンドを有する人材以前に、各大学の法学部出身者でさえ、法曹を目指すことを諦めているのです。

3 司法修習の実情

司法修習にも問題があります。従来は給費制でありましたが、現在は貸与制です。司法修習時代、私も貸与制を利用したので、

借金を背負うことになりました（私は、大学・大学院時代にも奨学金を借りていたため、借金の総額は倍以上になります）。このような制度である故に、土日は生活費稼ごのためのバイトを行う人がいたり、興味のある勉強会への参加を躊躇ったり、勉強のための本を買わなかったりという人が存在しています。これから実務へ足を踏み入れようとしている修習生にとって、司法修習は実務を経験し、研鑽する絶好の場になるにもかかわらず、満足に行えていないのです。

4 夢を諦めた友人

さらに、私の友人には、司法試験に合格したにもかかわらず、弁護士になることを諦めた人がいます。彼は公務員の道へ進みましたが、現在の法曹養成制度をみると、妥当で合理的な決断だったように感じます。しかし、彼は「社会的に弱い立場の人たちのために働きたい」といつも言っており、法曹の道へ進まなかったことが残念でなりません。

5 終わりに

以上のとおり、現在の法曹養成制度は、理念と実情が大きくかけ離れていると感じます。理念を唱えることは簡単かもしれませんが、実情を知っているのは、今まさに法曹を目指している大学生、法科大学院生、司法修習生に他なりません。そのような人たちの声を聞かずに、受験回数や受験科目等を変化させ、給費制から貸与制へ移行させました。これは、当事者の声を無視していることと同じではないのでしょうか。

是非とも、当事者の声を聞いて、法曹養成制度の実情を知っていただき、その上で、今まさに必要な法曹養成制度とは何かを考えていただければと思います。

横浜総会で会いましょう

青法協弁学会合同部会は、後記の要領で第四七回定時総会を行います。ふるってご参加下さい。

□日 時 二〇一六年六月二五日(土) 一三時～二六日(日) 一二時半

□場 所 横浜市内

*今回の総会では、山口二郎氏(法政大学法学部教授)に「立憲主義の破壊にどうたたかうか? 法律家に期待するもの(仮)」というテーマで講演いただきます。

また、地元企画は「厚木基地問題報告」(関守麻紀子会員)、オブシヨナルツアーは「川崎における外国人差別の歴史とヘイトスピーチに対する闘い」と題し、話を伺う予定です。

総会前に 「戦争法廃止を求める 街頭宣伝」を行います ぜひご参加下さい

きたる6月25日、26日に総会が開催されますが、それに先立って、下記の要領で、「戦争法廃止を求める街頭宣伝」を行ないます。これまでも弁護士学者合同部会では、戦争法廃止を求める決議・声明を挙げ、各支部・地域の学習会や講演会の経験交流を行ってきました。たくさんの会員が集まる絶好の機会ですので、総会に先立って、当部会としても、賑やかに横浜の市民に、安倍政権の暴走、戦争法の危険性を訴えていきたいと思ひます。各支部、事務所ののぼり旗やプラカードなど、大歓迎です。ぜひご参加ください。

記

日 時: 6月25日(土曜日)
午前11時15分 集 合
11時30分～12時 街頭宣伝
場 所: JR桜木町駅 駅前広場

編集後記

▼二〇一五年四月一日、熊本県で震度七の地震が発生。その後、この編集後記を書いている四月一九日午後二時の時点で六〇〇回以上という過去に例を見ない数の余震が発生しており、今も発生し続けている。現地の人々の恐怖や不安は、察するに余りある。その状況下で、政府は、川内原発に問題はなく稼働を続けると発表した。問題が生じてからでは手遅れであり、回復不可能な取り返しのつかない損害が生じることを、あの悲惨な記憶からわずか五年で忘れてしまったようだ。戦争を可能にし、改憲を進め、原発を推進する、人間を軽視した安倍政権の国づくり。首相のお膝元、山口四区在住の作家田中慎弥が書いた小説「宰相A」は、一読に値する。

▼実は、編集責任者でありながら、私的な事情で作業に関われなかったため、この文章は正確には未編集後記ということになる。取りまとめを一手に引き受けてくれた前担当者の中瀬弁護士に感謝。

(徳田晃一郎)